

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 249 実務対応報告公開草案第 63 号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」の公表について

2022 年 3 月 15 日に企業会計基準委員会（ASBJ）より、実務対応報告公開草案第 63 号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」（以下、「本公開草案」とする。）が公表されました。

1. 概要

本公開草案は、「電子記録移転有価証券表示権利等」を発行又は保有する場合の会計処理及び開示に関する取扱いを明らかにすることを目的とし、その会計処理及び開示を対象としています。

なお、「電子記録移転有価証券表示権利等」とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 17 号に規定される権利をいい、金融商品取引法第 2 条第 2 項に規定される有価証券とみなされるもののうち、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合に該当するものをいいます。

また、「金融負債」とは、支払手形、買掛金、借入金及び社債等の金銭債務並びにデリバティブ取引により生じる正味の債務等をいいます。

2. 会計処理

(1) 電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理

[1] 電子記録移転有価証券表示権利等の発行に伴う払込金額が負債に区分される場合
金融負債の契約上の義務を生じさせる契約を締結したときは、原則として、金融負債の発生を認識し、債務額をもって貸借対照表価額とするとされています。

[2] 電子記録移転有価証券表示権利等の発行に伴う払込金額が株主資本に区分される場合
株主資本の内訳項目は資本金、資本剰余金(資本準備金及び資本準備金以外の資本剰余金)及び利益剰余金(利益準備金及び利益準備金以外の利益剰余金)に区分し、その金額は、会社法第 445 条及び第 446 条の定めに従うとされています。

(2) 電子記録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理

[1] 金融商品会計基準等上の有価証券に該当する場合

金融商品会計基準等上の有価証券に該当する電子記録移転有価証券表示権利等の発生は、原則として契約締結時、消滅は、契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したとき又は権利に対する支配が他に移転したときに認識するとされています。

ただし、電子記録移転有価証券表示権利等の売買契約について、契約を締結した時点から電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点までの期間が短期間である場合、契約を締結した時点で買手は電子記録移転有価証券表示権利等の発生を認識し、売手は電子記録移転有価証券表示権利等の消滅を認識するとされています。

金融商品会計基準等上の有価証券に該当する電子記録移転有価証券表示権利等の貸借対照表価額の算定及び評価差額に係る会計処理は、金融商品会計基準等における有価証券に関する規定の定めに従って行うとされています。

[2]金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない場合

会計処理は、金融商品実務指針及び実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「信託報告」という。）の定めに従って行うとされています。ただし、金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない電子記録移転有価証券表示権利等のうち、金融商品実務指針及び信託報告の定めに基づき、結果的に有価証券として又は有価証券に準じて取り扱うこととされているものについての発生の認識（信託設定時を除く。）及び消滅の認識は、金融商品実務指針及び信託報告の定めにかかわらず、本実務対応報告の金融商品会計基準等上の有価証券に該当する場合の定めに従って行うとされています。

3. 開示表示

電子記録移転有価証券表示権利等を発行又は保有する場合の表示方法及び注記事項は、みなし有価証券が電子記録移転有価証券表示権利等に該当しない場合に求められる表示方法と同様とするとされています。

4. 適用時期

2023年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用するとされています。

ただし、本実務対応報告の公表日以後終了する事業年度及び四半期会計期間から適用することができるとされています。

(凡例)金融商品会計基準等：

「金融商品に関する会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」

以上